

令和元年度 第9回糸島市教育委員会会議録

(日 時) 令和元年11月22日(金) 14時30分から15時40分まで

(場 所) 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 3号会議室

(出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、古川 泰永委員
松尾 実恵委員、宗 聖子委員

(事務局出席者) 家宇治 正幸教育長
井上 義浩教育部長、宗 真司教育総務課長、田中 健悟学校教育
課長、中庭 昭宜生涯学習課長、久原 賢一生涯学習課社会教育係
長、岡部 裕俊文化課長、河合 修文化課博物館係長、原尾 宏志
学校教育課指導係長兼指導主事、東定 荘士郎学校教育課指導主事
楠原 英子教育総務課総務係長

(傍聴人) 2名 ※ 傍聴人受付名簿のとおり

1 会議事項

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 会議録の承認

(3) 教育長の報告

(4) 議事

- ・議案第17号 糸島市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

(5) 協議事項 なし

(6) 報告事項

- ・平成30年度生徒指導上の諸問題に関する調査分析等について
- ・令和2年糸島市成人式について

(7) その他

- ・各課業務の主な取り組み状況と課題について
- ・教育委員から
- ・その他

2 開 会

(家宇治教育長)

本日の会議の出席は、西委員が列車事故のため少し遅れる旨連絡があっております。定足数には達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより、令和元年度第9回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

14時30分

本日は傍聴を希望される方がおられます。委員の皆さんに報告し、併せてお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

傍聴を許可します。(傍聴人 2名)

(1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

令和元年度第9回教育委員会会議録の署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により宗 聖子委員を指名いたします。

(2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和元年度第8回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。

事前に配付されております会議録の記載事項につきまして、訂正事項等ありましたらご指摘をお願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、令和元年度第8回会議録は承認されました。

松尾委員は後ほど会議録に署名をお願いします。

(3) 教育長あいさつ並びに管内教育長会の報告

(家宇治教育長)

■大川市の中学校教諭逮捕事案の概要について

～配布資料に基づき報告～

・緊急に取り組む事項

①不祥事防止研修会（福岡教育事務所） 11/29 実施

②不祥事防止に向けた緊急面談 全職員対象

③薬物乱用防止啓発用DVDを活用した職員研修

市教委としても重く受け止め、小中校長会等を通じ更に指導の徹底を図ってまいりたい。

■糸島市の状況

- ・各学校で研究発表会が行われており、昨日は300名を超える参加があった。

(4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります、議案第17号 糸島市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。事務局より提案理由の説明を行います。

(井上学校教育課 課長補佐)

糸島市立小中学校管理規則 第3条休業日の秋季休業日に係る部分の改正資料により説明

(家宇治教育長)

説明は終わりました。質問・意見等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、本案に対する賛成委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員です。よって、議案第17号糸島市立小中学校管理規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

結果 原案どおり承認

(5) 報告事項

(家宇治教育長)

本日協議事項はありませんので、報告事項に移ります。

まず、平成30年度生徒指導上の諸問題に関する調査分析について 報告を行います。

(学校教育課 東定指導主事)

配布資料に基づき説明

1 暴力行為の発生件数、状況

- ・外傷や被害届等がなくても暴力行為に該当するもの全てを対象としています。
- ・1,000人あたりの発生率で比較しますと、全国値6.8件に対し、糸島市は3.4件です。
- ・全国の発生率よりは少ない状況ですが、平成29年度よりは増加しています。

2 いじめの認知件数、状況

- ・1,000人あたりの認知率で比較しますと、全国値53.8件に対し、糸島市は18.8件です。
- ・現在認知していない小さなトラブルもいじめと認知し、重大事態に陥ることがないように、早期の適切な対応が求められている状況です。

3 出席停止の状況

- ・全国で7件に対し、糸島市は0件となっています。

4 不登校児童生徒数

- ・年間30日以上欠席している児童生徒の1,000人あたりの割合は、全国値よりも高く、糸島市は24.6人となっています。
- ・1,000人あたりの不登校児童生徒数は、平成26年からずっと全国値よりも高い状況が続いています。昨年度糸島市では小中あわせて200名を超え、大きな課題となっています。
- ・全国的にも不登校児童生徒数が増加傾向にあります。

◎新規不登校の学年別出現結果

- ・小2・小4・中1で新規不登校の新規出現率が増加し、小学校での新規不登校児童数割合が増えている。

◎指導の結果登校するまたは登校できるようになった児童生徒の割合

- ・糸島市における復帰率は小中学校とも昨年度より下がったものの全国値よりは高い。

◎今後の対策として

- ・不登校になる前の段階で適切な支援を行うこと。
- ・担任だけではなく組織的な対応を行うこと。
- ・学校生活の大半を占める授業そのものを「わかる」「できる」が実感できるものへと改善していくこと。となります。

継続不登校児童生徒への市の施策として、これまで行ってきた施策に加えて、学校や適応指導教室等へも通えない児童・生徒に対して、社会的自立を支援する居場所づくりとしてフリースクールの設置検討を行っています。

(家宇治教育長)

報告は終わりました。質問、意見等ありませんか。

(西委員)

不登校の人数が増えているということで、その対策として、糸島市フリースペースの検討となっています、どのようなものか教えてください。

(東定指導主事)

内容については検討中です。

現在糸島市には校外の適用指導教室「すばる」がありますが、そこで学校復帰のエネルギーを蓄えて学校復帰ができている子どもたちがいます。しかし、なかなか外に出ることが難しい子どもたちがいますのでその子たちにとって学校復帰というより、社会的自立という観点で設置できればと検討しているところです。

(家宇治教育長)

平成 29 年度から不登校者数が急増していますが、増えた原因についてはどのように分析していますか。

(東定指導主事)

平成 28 年度から 29 年度は中学校、特に 1 年生・2 年生の不登校が増えています。授業や学力への不安が大きいのではと考えます。

(家宇治教育長)

平成 28 年度に「教育機会確保法」が成立しましたが、それとの関連はどう考えますか。

(田中学校教育課長)

全国的にも増加していることから、少し影響があると考えます。糸島市は全国より不登校が多くなっていますが、不登校扱いにするのか、病気扱いにするのか区別が難しく、不登校と病気の件数を併せると、全国と近い割合になっています。

(家宇治教育長)

他に意見はありませんか。

(松尾委員)

新規不登校の学年別実数について、低年齢化が顕著に表れていますが、この原因は学業不振だけの問題ではなく、他に原因があるのではないのでしょうか。

(東定指導主事)

ひとつの傾向としてくることが非常に難しく、個々によって原因が複雑に絡み合っているところがありますので、学校には個別の対応を丁寧に行うよう指導しています。

(家宇治教育長)

それぞれの学校では個別の聞き取りはしているが、原因は様々で、一概には言えない。個々の対応を行っていく必要があると思います。

ほかに、ありませんか。

(古川委員)

糸島市では35人学級の措置を行っていますが、その効果をどう考えますか。

(田中学校教育課長)

学校へのアンケートや聞き取りでは、こまかな指導が出来るので学校としては助かっている。ということを聞いておりますが、数値として明確に示すことはできない状況です。

不登校については、30日を1日でも超えたら不登校となってしまいます。一定期間休むと、集団に入りづらくなったり、授業がわかりづらくなったりというリスクもありますので、できるだけ早期に対応をとっていきたいと考えています。

(家宇治教育長)

ほかに、ご意見、ご質問等ありませんか。

(宗委員)

学校での方策等について、いろんな場面で関わっておられることがわかりました。

親御さんたちの中には、どこに相談したらいいかわからない。といった声を聴くことがあります。九州大学臨床心理センターの活用など、相談場所の紹介や促進などはどのようになっていますか。

(東定指導主事)

九州大学臨床心理センターの活用については、現在、糸島市不登校対策検討委員会の中で市としてどのように促すことができるのか検討中ですが、教育相談室については、4月の段階で各家庭に通知したり、学校掲示をしたりしていて、毎月、保護者や子ども、学校の先生等から一定数の相談が上がってきています。

(古川委員)

お願いですが。家庭訪問の対応について、訪問したが会えなかった場合に、会いに来たよ。あなたのことを忘れていないよ、というメッセージを必ず残してほしいと思います。

(田中学校教育課長)

教員が訪問した場合に、どこまで対応しているかは把握していませんが、昨年度から導入しています、不登校対応指導員は、毎回手紙等を入れてメッセージを残すようにしています。ご意見にありましたとおり、学校の教員についてもメッセージを残すよう周知したいと思います。

(家宇治教育長)

学校に係る状況において不登校になることが多い状況なので、学校が関わろうとしても難しいので、不登校対応指導員、あるいはスクールソーシャルワーカー等の働きかけが重要であると思っています。

来年度に向けて、ここに掲げています対策を確実にやっていくことになると思います。

では、いじめや暴力行為については如何でしょうか。暴力行為が小学校で増えていることについてはどう考えますか。これが不登校に絡んでくると思いますが。
(東定指導主事)

学校から報告を受けている内容としては、喧嘩の延長で手が出るというようなことがあります。
(松尾委員)

学年的には、どの学年が多くなってきますか。思春期が早くなっていると思います。低年齢化しているのでは、数字的なものがありますか。
(東定指導主事)

全国のデータでは、小学校については学年が上がるにつれて数値は上がっています。中学校では、逆に1年生が多く中2、中3と下がっていく傾向があります。
(松尾委員)

母たちの話を聞くと、中学生よりも小学生の5.6年生で反抗的な態度が出てきたという声が多いようです。
(家宇治教育長)

学校への聞き取り等で糸島市の数値を分析しておいてください。
いじめの報告があった時の学校の対応を教えてください。
(東定指導主事)

いじめの認知としては、子どもからの訴え、保護者からの訴え、アンケートの記述後の聞き取りによって明らかになる場合があります。

いじめ対応委員会を開き、いじめとして認知した場合に組織的な対応をすることとなります。対象の子どもへの聞き取り、関係者する子どもへの聞き取りを丁寧に行い、保護者への説明、子どもたち同士の謝罪を行います。その後、保護者への報告をし、必要がある場合に保護者同席での謝罪を行います。加害も被害も納得がいくような指導を行っていくことが大切であると思っています。
(家宇治教育長)

解消はどのような形でみえてきていますか。同時に、追跡はできていますか。
(東定指導主事)

いじめ事案の指導後に三か月間継続して見取っていく対応をしています。被害にあったという児童・生徒に対して三か月後に確認を行って初めて解消という形になっています。謝罪をしたから終わりではなく、三か月は必ず見取っていく形になっています。

(家宇治教育長)
全体を通して質問はありませんか。
(古川委員)

いじめの認知件数について、以前は保護者からの相談による認知件数が多かつ

たようにと思いますが、最近の状況はどうでしょうか。

(家宇治教育長)

確かに以前は保護者からの連絡が多かったのは確かです。現在はどうか。

(東定指導主事)

データは持ち合わせていませんが、感触としては保護者からの訴えが多いように思います。

(家宇治教育長)

ほかにありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、次に 令和2年糸島市成人式について 事務局より報告を行います。

(中庭生涯学習課長)

配布資料により、令和2年糸島市成人式における教育委員への割振依頼

(久原生涯学習課 社会教育係長)

令和4年度以降の成人式について、糸島市の方針説明

(家宇治教育長)

ただいまの報告について、質問・意見等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(6) その他

(家宇治教育長)

各課の取組状況及び課題について 報告をさせます。

配布資料に基づき各課長より報告

(家宇治教育長)

以上、報告に対してご意見等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

それではないようですので、会議を進行します。

教育委員の皆さんから何か報告事項等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

それではないようですので、これでその他を終了します。

次回会議は12月26日(水)午後1時30分からとしたいが、よろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(家宇治教育長)

それでは次回は12月26日で決定します。案内は追って通知させます。

3 閉 会 委員会閉会を宣言 15時40分

糸島市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委 員

(教育長指名委員)